

## 産業廃棄物処理業者の実績報告に係る要綱

制定 平成 14 年 9 月 19 日 14 環廃産第 320 号

改定 令和 3 年 3 月 26 日 2 環資産第 858 号

### (目的)

第 1 条 この要綱は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。）に定めるもののほか、産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の適正な処理を推進する観点から、知事が産業廃棄物収集運搬業者及び産業廃棄物処分業者並びに特別管理産業廃棄物収集運搬業者及び特別管理産業廃棄物処分業者（以下「処理業者」という。）による産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の収集、運搬及び処分の実態を把握するために必要な事項を定めるものとする。

### (用語)

第 2 条 この要綱における用語の意義は、法の例による。

### (実績報告書の提出)

第 3 条 知事は、処理業者に対し、毎年 6 月 30 日までに、その年の 3 月 31 日以前の 1 年間における産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の収集、運搬又は処分に関し、別記第 1 号様式から第 4 号様式までのうち該当する様式による実績報告書の提出を求めるものとする。

### (実績報告書の活用)

第 4 条 知事は、前条の規定により提出された実績報告書について集計等を行い、次の活用を図るものとする。

- 一．産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物に係る規制監視業務における基礎資料とすること。
- 二．東京都における産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物に係る計画書、報告書等の作成の際の基礎資料とすること。
- 三．その他産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の適正な処理のための基礎資料とすること。

### 附則

この要綱は、平成 14 年 9 月 19 日から施行する。

### 附則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

### 附則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

### 附則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

産業廃棄物収集運搬業実績報告書 ( 年度)  
 (特別管理産業廃棄物を除く)

年 月 日

東京都知事 殿

【報告者】  
 住所  
 氏名

運搬実績	左記①～③のいずれかの実績	電話番号
① 東京都内(八王子市除く) ⇒ 東京都内(八王子市除く) ② 東京都内(八王子市除く) ⇒ 他道府県又は八王子市 ③ 他道府県又は八王子市 ⇒ 東京都内(八王子市除く)	あり なし	13 - -
担当者氏名		担当者電話番号

(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

※自社運搬(排出者と運搬受託者が自社の場合)は、集計から除いてください。

産業廃棄物の収集運搬受託量

コード	種類	数量				コード	種類	数量			
		【単位：トン(t)/年】	【単位：トン(t)/年】	【単位：トン(t)/年】	【単位：トン(t)/年】			【単位：トン(t)/年】	【単位：トン(t)/年】	【単位：トン(t)/年】	【単位：トン(t)/年】
0100	燃え殻	●	●	●	1300	紙くず	●	●	●	●	●
0200	汚泥	●	●	●	1400	木くず	●	●	●	●	●
0300	廃油	●	●	●	1500	繊維くず	●	●	●	●	●
0400	廃酸	●	●	●	1600	動植物性残さ	●	●	●	●	●
0500	廃アルカリ	●	●	●	1700	動物系固形不要物	●	●	●	●	●
0600	廃プラスチック類	●	●	●	1800	動物のふん尿	●	●	●	●	●
0700	ゴムくず	●	●	●	1900	動物の死体	●	●	●	●	●
0800	金属くず	●	●	●	2000	産業廃棄物を処分するために処理したもの (例 焼却灰の溶融固化物等)	●	●	●	●	●
0900	ガラス・コンクリート・陶磁器くず	●	●	●	5000	石綿含有産業廃棄物	●	●	●	●	●
1000	鉱さい	●	●	●	6100	水銀含有ばいじん等	●	●	●	●	●
1100	がれき類(建設廃材のコンクリートを含む)	●	●	●	6200	水銀使用製品産業廃棄物	●	●	●	●	●
1200	ばいじん	●	●	●		合計	●	●	●	●	●

注1: がれき類などに該当するものであっても、石綿を含有する場合は「5000 石綿含有産業廃棄物」に分類してください。(0100～2000のコードに計上しないでください。)  
 注2: 金属くず、廃プラスチック類、汚泥などに該当するものであっても、「水銀使用製品産業廃棄物」又は「水銀含有ばいじん等」とマニフェストに記載されている場合は、「6100 水銀含有ばいじん等」、「6200 水銀使用製品産業廃棄物」に分類してください。(0100～2000のコードに計上しないでください。)  
 注3: 「m」「kg」は、「t」に換算し記入してください。



東京都知事 殿

産業廃棄物処分業実績報告書 ( 年度)  
(特別管理産業廃棄物を除く)

【報告者】  
住所  
氏名  
電話番号

年 月 日

産廃・処分

(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

東京都内(八王子市除く)における処理実績	あり	なし	許可番号	13-
担当者氏名	担当者電話番号			

※自社処理(排出者と処分委託者が自社の場合)は、集計から除いてください。

コード	種類	数量 【単位：トン(t)/年】				コード	種類	数量 【単位：トン(t)/年】										
		百万	十万	千	百			十	万	千	百	十	少 数 点 以 下 6 桁					
0100	燃え殻					1300	紙くず											
0200	汚泥					1400	木くず											
0300	廃油					1500	繊維くず											
0400	廃酸					1600	動植物性残さ											
0500	廃アルカリ					1700	動物系固形不要物											
0600	廃プラスチック類					1800	動物のふん尿											
0700	ゴムくず					1900	動物の死体											
0800	金属くず					2000	産業廃棄物を処分するために処理したもの (例 焼却灰の溶融固化物等)											
0900	ガラス・コンクリート・陶磁器くず					5000	石綿含有産業廃棄物											
1000	鉱さい					6100	水銀含有ばいじん等											
1100	がれき類(建設廃材のコンクリートを含む)					6200	水銀使用製品産業廃棄物											
1200	ばいじん						合計											

注1: がれき類などに該当するものであっても、石綿を含有する場合は「5000 石綿含有産業廃棄物」に分類してください。(0100~2000のコードに計上しないでください。)  
 注2: 金属くず、廃プラスチック類、汚泥などに該当するものであっても、「水銀含有ばいじん等」又は「水銀使用製品産業廃棄物」とマニフェストに記載されている場合は、「6100 水銀含有ばいじん等」、「6200 水銀使用製品産業廃棄物」に分類してください。(0100~2000のコードに計上しないでください。)  
 注3: 「m」「kg」は、「t」に換算し記入してください。

特別管理産業廃棄物処分業実績報告書（ 年度）

年 月 日

東京都知事 殿

【報告者】

住所

氏名

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

電話番号

東京都内(八王子市除く)における処理実績	あり	なし	許可番号	13 - -
担当者氏名	担当者電話番号			

特別管理産業廃棄物の処分受託量

※自社処理(排出者と処分受託者が自社の場合)は、集計から除いてください。

コード	種類	数量				コード	種類	数量									
		【単位：トン(t)/年】						【単位：トン(t)/年】									
		百万	十万	千	百	十	万	千	百	十	万	百	十	千	百	十	万
0350	引火性廃油 (6003を除く)					6001	燃え殻 (有害)										
0450	強廃酸 (6004を除く)					6002	汚泥 (有害)										
0550	強廃アルカリ (6005を除く)					6003	廃油 (有害)										
2150	感染性産業廃棄物					6004	廃酸 (有害)										
2251	廃ポリ塩化ビフェニル					6005	廃アルカリ (有害)										
2252	ポリ塩化ビフェニル汚染物					6006	鉱さい (有害)										
2253	ポリ塩化ビフェニル処理物					6007	ばいじん (有害)										
2350	廃石綿等					6008	廃水銀等										
							合計										

注：「m」 「kg」は、「t」に換算し記入してください。